

## 特別支援教育就学奨励制度のお知らせ

### 1. 特別支援教育就学奨励制度とは・・・

特別支援学級等に通うお子さんや通常学級に通う障害のあるお子さんの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、必要な経費の一部を援助する制度です。

### 2. 対象となる方は・・・

船橋市立の小中学校に在籍し、次の①～③のいずれかに該当する児童生徒の保護者が対象になります。

- ①特別支援学級に在籍している
  - ②通級指導教室に通級している
  - ③学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当し、通常学級に通学している
- ※③により申請される場合のみ、下記区分に該当すると判断が可能な資料(療育手帳、身体障害者手帳等)の写しをご提出ください(①及び②の場合は不要)。

#### 【学校教育法施行令第22条の3】

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

### 3. 手続に必要な書類は・・・

令和3年度特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書 兼 同意書  
—— (記入例参照)

※通級指導教室に通級されている児童生徒については特別な交通費がかかる場合のみご提出ください。また、通常学級に在籍しており、学校教育法施行令第22条の3に該当すると思われる方は在籍している学校へお申し出ください。

※就学援助制度にも申請している場合、就学援助制度と同一口座を指定してください。

※令和3年1月2日以降に船橋市に転入してきた方は、課税証明書等（各種控除関係の記載のあるもの）を、前住所地の市区町村から取り寄せてください。

【注意】○市民税の申告[令和3年度（令和2年分）]をしていない方は、早急に申告をしてください。未申告等の場合、援助の対象とならないことがあります。

#### 4. どんな費目が支給されるか---

支給費目、支給額は世帯の収入等によって算定される支弁区分によって異なります。なお、通級指導教室に通われている場合は、通学費のみが対象となります。

支給費目	支給限度額	支給額
学校給食費	なし	【第Ⅰ・Ⅱ区分のみ】 実費の1/2
通学費	なし	【第Ⅰ・Ⅱ区分】実費の全額
職場実習交通費	(中学校のみ) なし	【第Ⅲ区分】 実費の1/2
交流及び共同学習交通費	なし	※通学費のみ通級指導教室 通級者も支給対象
修学旅行費	(小学校) 10,790円	【第Ⅰ・Ⅱ区分のみ】 実費の1/2
	(中学校) 28,860円	
学用品・通学用品 購入費	(小学校) 5,820円	
	(中学校) 11,370円	
校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの)	(小学校) 800円	
	(中学校) 1,155円	
校外活動等参加費 (宿泊を伴うもの)	(小学校) 1,845円	
	(中学校) 3,105円	
新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費	(小学校) 25,555円	
	(中学校) 28,990円	
体育実技用具費	(中学校のみ) 柔道 3,825円	
	(中学校のみ) 剣道 26,455円	
拡大教材費	(1冊当たり) 5,250円	

※生活保護を受けている場合、重複する費目は支給対象外です。

※就学援助制度とは別の制度となります。本制度と就学援助の両制度の利用は可能ですが、重複した費目を受給することはできません。そのため、本制度と就学援助制度を併用する場合は補助金額の高い就学援助制度より補助いたします。なお、就学援助制度の利用を希望する場合は、別途申請が必要となります。

※通学費について以下の点にご注意ください。

- ①通常の登下校の経路を外れる場合は支給対象外となります。
- ②公共交通機関を利用される場合、定期券の写しやIC定期券内容控又はICカードの使用履歴等が必要となります。なお、8月を含む定期券を購入された場合、8月分を除いた部分のみが補助対象となります。
- ③自家用車を利用される場合、保護者の通勤途中等に児童生徒を学校へ送迎する場合は支給対象外となります。

#### 5. お問い合わせは---

船橋市教育委員会 学務課 就学助成係 Tel 047-436-2852